大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業

審査講評

令和８年１１月２日

大洲市学校給食センター維持管理運営
長期包括委託事業プロポーザル審査委員会

大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、大洲市学校給食センター維持管理運営長期包括委託事業（以下「本事業」という。）に関して、事業者選定基準（令和８年７月１日公表）に基づき、優先交渉権者の選定を行ったので、審査結果及び審査講評をここに公表する。

令和８年１１月２日

大洲市学校給食センター維持管理運営
長期包括委託事業プロポーザル審査委員会
委員長　加　納　紀　彦

目　次

第１　審査の概要 1
　１　優先交渉権者の選定方式 1
　２　優先交渉権者の選定体制 1
　３　優先交渉権者選定までのスケジュール 1
　４　審査の流れ 2
　５　審査方法 2
第２　審査結果 2
　１　参加資格審査 2
　２　提案内容審査 3
　　⑴　提案金額の確認 3
　　⑵　提案書類の基礎審査 3
　　⑶　提案書類の内容審査 3
　３　優先交渉権者の選定 4
　４　審査講評 5

第１　審査の概要

１　優先交渉権者の選定方式

本事業を実施する事業者には、事業開始時の引継業務、維持管理及び運営業務の一体的な実施を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。

そのため、優先交渉権者の選定に当たっては、提案金額とともに、応募者の有する高度な専門知識、技術力、経営ノウハウ等の幅広い事業能力を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行った。

２　優先交渉権者の選定体制

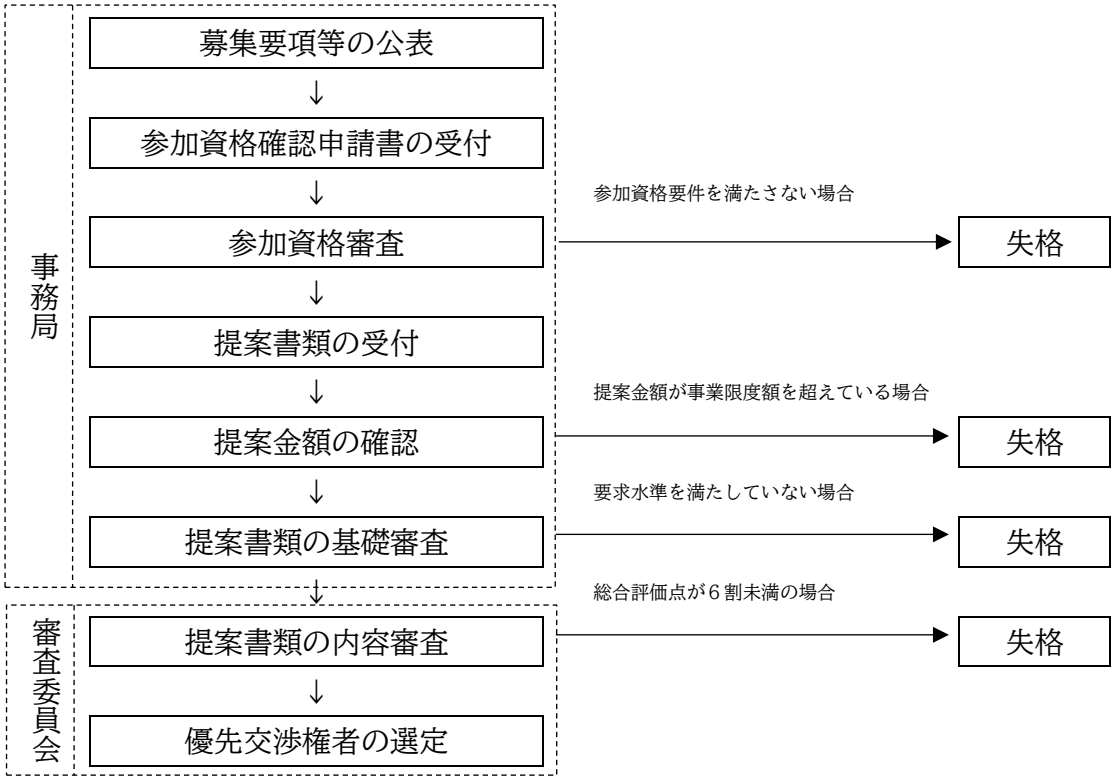
優先交渉権者の選定に当たっては、市が設置した審査委員会が事業者から提出された提案書の審査を行い、最も優れた提案を選定した。

３　優先交渉権者選定までのスケジュール

日程	内　　容
令和８年７月１日	募集要項等の公表 市ホームページに掲載
令和８年７月 10 日	募集要項等に関する質問受付 １者７件の質問受付
令和８年７月 15 日	募集要項等に関する質問に対する回答公表 市ホームページに回答を掲載
令和８年７月 17 日	参加資格確認申請書の受付 １グループからの申請を受付
令和８年７月 27 日	参加資格審査結果の通知 申請があった１グループを適格と判断し、結果を通知
令和８年 10 月９日	提案書の受付 １グループからの提案書を受付
令和８年 10 月 27 日	提案書に関するヒアリング・優先交渉権者の選定

4　審査の流れ

優先交渉権者決定までの審査の流れは、次のとおりである。



5　審査方法

審査は、参加資格確認申請書類に基づく応募者の資格、実績等の事業遂行能力を確認する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提出書類により提案内容等を審査する「提案書審査」の二段階に分けて実施した。

なお、「提案書審査」においては、応募者からのプレゼンテーションを得て、ヒアリングを行っている。

第２　審査結果

１　参加資格審査

令和８年７月２４日を期限として、参加資格確認申請書の受付を行ったところ、次のグループから応募があり、参加資格要件について審査した。

審査の結果、募集要項に示す参加資格要件を満たしていることを確認した。

グループ名	区分	企業名
クロス・サービスグループ	代表企業	株式会社クロス・サービス
	構成員	株式会社中西製作所　松山営業所
		城戸運送有限会社
		瀬戸内開発有限会社

２　提案内容審査

⑴　提案金額の確認

提案金額内訳書（様式 34）に記載された提案金額（事業期間を通じて市が支払う委託料の総額）が、市が設定した「事業限度額」を超えていないことを確認した。

提案金額（税込）1,750,595,000 円

⑵　提案書類の基礎審査

応募者提出された提案書類（様式 11～34）に記載された内容が、要求水準を満たしていることを確認した。

⑶　提案書類の内容審査

内容審査は、要求水準を満たすための方法のみを確認するものではなく、応募者による要求水準以上の優れた提案内容に対して、その提案内容が斬新で柔軟な発想によるものか、サービスの向上効果がより期待されるものか、また、実現性のあるものか等を審査し、評価項目ごとの得点化方法に従って得点化した。

①　評価区分と配点

内容審査においては、提案書類に記載された内容について、次に示す「表－１　内容審査の評価区分と配点」に従って評価し得点化した。

表－１　内容審査の評価区分と配点

評　価　区　分	配　点
事業に対する方針等に関する事項	30 点
維持管理業務に関する事項	50 点
運営業務に関する事項	60 点
委託料に関する事項	60 点
合　計	200 点

②　評価項目ごとの得点化方法

内容審査では、評価項目ごとに次に示す「表－２　内容審査の採点方法」に従って５段階により評価し、採点基準に基づき得点を算定した。

表－２　内容審査の採点方法

評価	評　価　内　容	採点基準
Ａ	特に優れている	配点 × 1.0
Ｂ	ＡとＣの中間程度	配点 × 0.8
Ｃ	優れている	配点 × 0.5
Ｄ	ＣとＥの中間程度	配点 × 0.3
Ｅ	要求水準は満たしているが、特に優れた提案はない	配点 × 0.1

③　総合評価

審査委員会は、提案内容に関する審査を行い、それらを総合評価することにより総合評価点を算出した。応募者が１グループであるため、総合評価点の失格要件である「総合評価点が６割未満」でないことを確認した。

応募者の内容審査・総合評価結果を表－３に示す。

表-３　提案書審査における内容審査・総合評価結果

評価項目		満点 （配点×委員５人）	総合評価点
(ｱ) 事業に対する方針等に関する事項		150 点	124 点
	a 事業実施方針・実施体制	50 点	42 点
	b 事業収支計画	25 点	18 点
	c リスク管理方針と対策	25 点	22 点
	d 地域への貢献	50 点	42 点
(ｲ) 維持管理業務に関する事項		250 点	185 点
	a 維持管理方針、維持管理体制	50 点	37 点
	b 維持管理計画	100 点	74 点
	c 長期修繕計画	100 点	74 点
(ｳ) 運営業務に関する事項		300 点	242 点
	a 調理業務	100 点	78 点
	b 衛生管理業務	100 点	74 点
	c 配送・回収業務	50 点	44 点
	d 食物アレルギー対応食調理業務	50 点	46 点
(ｴ) 委託料に関する事項		300 点	300 点
合計		1000 点	851 点

３　優先交渉権者の選定

クロス・サービスグループからの提案内容を審査した結果、総合評価点は 851 点であった。

以上の結果から、審査委員会は、クロス・サービスグループからの提案を、本事業を適切かつ確実に遂行することのできる優秀な提案と判断し、交渉権者として選定した。

４　審査講評

本事業は、これまで実施してきたＰＦＩ事業が令和８年度末に契約期間の終了を迎えた後も、引き続き市内の小中学校へ安全で安心な学校給食を安定的に提供するため、大洲市学校給食センターの運営及び維持管理を行うことを目的とするものである。本施設の継続利用及び本事業の実施にあたり、民間事業者の創意工夫等を活用することで、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が期待されることから、長期包括委託による実施とした。

今回の公募の結果、１グループから応募があり、各参画企業の実績やノウハウを活かした、市の要求水準を上回る提案内容が示された。限られた期間の中で、工夫を凝らした提案書を作成いただいたご尽力に対し、敬意を表するとともに深く感謝申し上げる。

審査委員会は、事業者選定基準に則り、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、株式会社クロス・サービスを代表企業とするクロス・サービスグループを優先交渉権者として選定した。

今後、クロス・サービスグループは、市と長期包括委託契約を締結するための協議を行うこととなるが、市の要求事項のみならず、提案された内容を確実に履行することが求められる。その上で、次の事項については特に留意して事業を実施されることを望む。

○　業務の実施体制について、グループ内において速やかな情報共有と円滑な連携体制の構築に努めること。
○　安全で安心な学校給食の提供を継続するだけでなく、大洲市は地産地消の推進に努めているところであり、市と協力して地産地消率の向上に努めること。
○　異物混入、食中毒及び食物アレルギー関係の事故防止対策を徹底すること。
○　教育の一環を担う事業であることを十分理解し、学校の運営、児童生徒の喫食に影響を及ぼすことがないよう努めること。
○　１０年間の長期契約であることを踏まえ、地元雇用の更なる促進を図るとともに、人員のスキルアップに努めること。
○　供用開始から 14 年以上経過している施設であり、施設の長寿命化を図る観点から、予防保全を基本とし、計画的な保守管理に加え、効果的な修繕を実施し、大規模修繕・更新費用の削減に努めること。

最後に、学校給食が未来を担う児童生徒の健やかな成長に不可欠であるとの認識のもと、事業期間を通じて市とクロス・サービスグループが良好なパートナーシップを築き、お互いの経験とノウハウを最大限に活かして、安全・安心で質の高い学校給食が安定的かつ継続的に提供されることを期待する。